

一般社団法人日本スクエアダンス協会
ライセンスホルダー研修会 実施要項

(目 的)

1. 一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下本協会という） 実技指導者ライセンス規程（以下ライセンス規程という）第20条1項3号に定めるライセンス保持者対象の研修会として、ライセンス保持者の資質の向上とスキルアップを目的に実施するため、ライセンスホルダー研修会実施要項（以下本実施要項という）を定める。

(参加資格)

2. 参加者は、本協会実技指導者ライセンス保持者（以下ライセンスホルダーという）でなければならない。
ただし、併せて実施する実技指導者ライセンス検定を受験する者はこの限りではない。

(主催及び主管)

3. 本研修会は、本協会統括支部・同地区又は関連組織が主催又は共催し、主催者が組織した実行委員会が主管する。

(実施頻度)

4. 統括支部内において、実施が困難な事情がある場合を除き、各種目とも年に一回以上実施すること。

(講 師)

5. 本研修会の講師は次のいずれかの条件を満たすものとする。ただし、相互研修等は特に講師を設けない。
 - ① コーチ及びシニアのライセンスホルダー又は同等以上の資質とスキルを備えた者
 - ② 研修内容に相応しい専門的知識及びスキルを有した外部講師

(実施計画)

6. 主催者は、ライセンスホルダー研修会の実施に先立ち、3ヶ月前までにライセンス委員会に実施計画書を提出して承認を得なければならない。
尚、統括支部以外が主催する場合は、統括支部長経由で提出すること。
 - (2) ライセンス委員長は、提出された実施計画が本実施要項に照らし問題が無い場合は速やかに承認するものとする。
 - (3) 本研修会の研修内容は、コンテンツ単独または複数で最小限2時間以上とする。
 - (4) 研修会終了後は速やかに所定の実施報告書を提出すること。

(開催の周知)

7. 主催者は実施計画に基づき「ライセンスホルダー研修会開催要項」（以下開催要項とい

- う)を作成し、2ヶ月前までに対象エリアのライセンスホルダーに周知すること。
- (2) 同時にS協公式HP及びS協ニュースを活用し、開催情報の全国的共有を図る。

(参加費)

8. ライセンスホルダー研修会の参加者は、定められた参加費を収めること。

(記 録)

9. 統括支部は、開催要項及び参加者名簿を3年間保存すること。

(要項の改廃)

10. この要項は、執行理事会の決裁を経て改廃することができる。

(附 則)

11. この要項は、2021年 4月 24日より施行する。